（模擬法廷用）

被告東京電力「求釈明に対する回答書」読みあげ原稿

　原告らが求めた釈明に対する被告東京電力の回答を述べます。

　まず、原告らが求めている内容の確認ですが、原告らは、被告東京電力に対し、被告東京電力が、発生を想定し、津波対策をとってきた津波に関して開示すること、各津波に関するシミュレーションの結果について開示すること、貞観津波に関する報告書を開示することなどを求めています。

　これらの原告らの求めた釈明について、被告東京電力は、釈明に応じる必要はないと考えています。

　その理由ですが、本件では、原告らが主張している民法による審理ではなく、民法の特別法である原子力損害賠償法による審理がなされるべきであり、民法の適用は排除されると考えます。そして、民法を適用して不法行為責任を追及する場合には必要な要件である過失の要件について、原子力損害賠償法はこれを要件としていません。

　そうすると、原告らが求めた釈明の内容、つまり津波に関するデータなどの開示は、いずれも過失の有無やその程度を審理する際に必要となる事柄ですから、過失を審理する必要がない本件において、被告東京電力が、原告らの釈明に応じる必要はありません。

　逆に、被告東京電力から、原告らに対し、釈明を求めたいと考えている事項があります。それは、原告らが、民法の主張に加えて、原子力損害賠償法の主張も行う予定があるのかないのか、その点を明確にされたい、ということです。

　被告東京電力は、審理を迅速に行うためにも、過失に関する審理を行うことなく、原子力損害賠法の枠組みで審理を行うべきだと考えています。にもかかわらず、原告らは、過失を審理すべきだと主張しています。そうであるなら、審理の最終盤になって、突如として原子力損害賠償法の主張を行うといったことは、それまでの審理を無意味なものとしてしまいますし、主張としても時機に遅れたものであって許されるべきではありません。

　被告東京電力としては、原告らが、原子力損害賠償法について主張するのかどうか、明確にすることを求めます。